



財政部 税務総局公告 2023 年第 1 号

小規模納税者に関する明確化の増値税減免政策の公告

财政部 税务总局关于明确增值税小规模纳税人减免增值税等政策的公告

财政部 税务总局公告2023年第1号

现将增值税小规模纳税人减免增值税等政策公告如下：

一、自2023年1月1日至2023年12月31日，对月销售额10万元以下（含本数）的增值税小规模纳税人，免征增值税。

二、自2023年1月1日至2023年12月31日，增值税小规模纳税人适用3%征收率的应税销售收入，减按1%征收率征收增值税；适用3%预征率的预缴增值税项目，减按1%预征率预缴增值税。

三、自2023年1月1日至2023年12月31日，增值税加计抵减政策按照以下规定执行：

（一）允许生产性服务业纳税人按照当期可抵扣进项税额加计5%抵减应纳税额。生产性服务业纳税人，是指提供邮政服务、电信服务、现代服务、生活服务取得的销售额占全部销售额的比重超过50%的纳税人。

（二）允许生活性服务业纳税人按照当期可抵扣进项税额加计10%抵减应纳税额。生活性服务业纳税人，是指提供生活服务取得的销售额占全部销售额的比重超过50%的纳税人。

（三）纳税人适用加计抵减政策的其他有关事项，按照《财政部 税务总局 海关总署关于深化增值税改革有关政策的公告》（财政部 税务总局 海关总署公告2019年第39号）、《财政部 税务总局关于明确生活性服务业增值税加计抵减政策的公告》（财政部 税务总局公告2019年第87号）等有关规定执行。

四、按照本公告规定，应予减免的增值税，在本公告下发前已征收的，可抵减纳税人以后纳税期应缴纳税款或予以退还。

特此公告。

财政部 税务总局

2023年1月9日

現在、小規模納税者の増値税減免などの政策を以下のように公告する：

一、**2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで**、月間売上高 **10 万元以下**（10 万元を含む）の増値税小規模納税者に対して、**増値税を免除する**。

二、**2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで**、増値税小規模納税者は**適用税率 3%**で課税する売上は **1%の徴収率**に基づいて増値税を徴収する。3%の予定徴収率の増値税項目は、1%の予定徴収率で増値税を予定納付する。

三、**2023 年 1 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日まで**、増値税加算控除政策は以下の規定に従って実行する。

（一）**生産性サービス業の納税者**が当期控除可能な仕入税額に 5%の加算率で課税額を控除する。生産性サービス業納税者とは、郵便サービス、電気通信サービス、現代サービス、生活サービスを提供して取得する売上高が全売上高に占める割合が 50%を超える納税者を指す。

（二）**生活性サービス業納税者**が当期控除可能な仕入税額に 10%の加算率で課税額を控除する。生活性サービス業納税者とは、生活サービスを提供して取得する売上高が全売上高に占める割合が 50%を超える納税者を指す。

（三）納税者が加算控除政策を適用するその他の関連事項は、『**財政部税務総局税関総署の増値税改革深化に関する政策の公告**』（財政部税務総局税関総署公告 2019 年第 39 号）、『**財政部税務総局の生活性サービス業増値税加算控除政策の明確化に関する公告**』（財政部税務総局公告 2019 年第 87 号）などの関連規定に従って執行する。

四、本公告の規定に従って、減免すべき増値税は、本公告が公布する前に徴収した場合、納税者が以後の税金と相殺する或いは還付することができる。



税総徴科発「2022」87号

国家税務総局 税徴収管理サービスの最適化に関する通知



国家税务总局

关于优化若干税收征管服务事项的通知

税总征科发〔2022〕87号

国家税务总局各省、自治区、直辖市和计划单列市税务局，国家税务总局驻各地特派员办事处，局内各单位：

为贯彻落实中办、国办印发的《关于进一步深化税收征管改革的意见》，结合落实中央巡视整改，进一步深化税务系统“放管服”改革，规范基础税收征管工作，优化变更登记、跨省迁移等环节税费服务，现就有关事项通知如下：

一、简化变更登记操作流程

（一）自动变更登记信息。自2023年4月1日起，纳税人在市场监管部门依法办理变更登记后，无需向税务机关报告登记变更信息；各省、自治区、直辖市和计划单列市税务机关（以下简称各省税务机关）根据市场监管部门共享的变更登记信息，在金税三期核心征管系统（以下简称核心征管系统）自动同步变更登记信息（附件1）。处于非正常、非正常户注销等状态的纳税人变更登记信息的，核心征管系统在其恢复正常状态时自动变更。

（二）自动提示推送服务。对纳税人办理变更登记所涉及的提示提醒事项，税务机关通过电子税务局精准推送提醒纳税人；涉及的后续管理事项，核心征管系统自动向税务人员推送待办消息提醒。

（三）做好存量登记信息变更工作。2023年4月1日之前已在市场监管部门办理变更登记、尚未在税务部门变更登记信息的纳税人，由各省税务机关根据市场监管部门共享信息分类分批完成登记信息变更工作。

一、变更登记操作流程的简化

（一）登録情報を自動的に変更する

2023年4月1日から、納税者は**市場監督管理部門**で法に基づいて変更登録を行った後、**税務機関に登録変更情報を報告する必要はない**。各省、自治区、直辖市と市税務機関（以下各省税務機関と略称する）は**市場監督管理部門が共有する変更登録情報**に基づいて、「金税三期徴収管理システム」（以下徴収管理システムと略称する）で自動的に、同時に納税者の情報を変更する。納税者が非正常状態、抹消など状態で登録情報を変更する場合、徴収管理システムで「正常な状態」に回復してから自動的に情報を変更する。

（二）自動プッシュ通知サービス

納税者が変更登録を行うことに関連する提示、注意事項に対して、税務機関は電子税務局を通じて納税者に注意するよう正確にプッシュ通知する。関連する後続管理事項について、徴収管理システムは自動的に税務担当者に受理処理中のメッセージ通知を送る。

（三）「存量登記情報変更」（FDI&ODIの登記変更）をきちんとやる

2023年4月1日までに市場監督管理部門で変更登録を行い、税務部門で登録情報を変更していない納税者は、各省税務機関が市場監督管理部門の共有情報に基づいて分類して登録情報の変更を完了する。



二、优化跨省迁移税费服务流程

(一) 优化迁出流程。纳税人跨省迁移的，在市场监管部门办结住所变更登记后，向迁出地主管税务机关填报《跨省（市）迁移涉税事项报告表》（附件2）。对未处于税务检查状态、已缴销发票和税控设备、已结清税（费）款、滞纳金及罚款，以及不存在其他未办结涉税事项的纳税人，税务机关出具《跨省（市）迁移税收征管信息确认表》（附件3），告知纳税人在迁入地承继、延续享受的相关资质权益等信息，以及在规定时限内履行纳税申报义务。经纳税人确认后，税务机关即时办结迁出手续，有关信息推送至迁入地税务机关。

(二) 优化迁入流程。迁入地主管税务机关应当在接收到纳税人信息后的一个工作日内完成主管税务科所分配、税（费）种认定并提醒纳税人在迁入地按规定期限进行纳税申报。

(三) 明确有关事项。纳税人下列信息在迁入地承继：纳税人基础登记、财务会计制度备案、办税人员实名采集、增值税一般纳税人登记、增值税发票票种核定、增值税专用发票最高开票限额、增值税即征即退资格、出口退（免）税备案、已产生的纳税信用评价等信息。

纳税人迁移前预缴税款，可在迁入地继续按规定抵缴；企业所得税、个人所得税尚未弥补的亏损，可在迁入地继续按规定弥补；尚未抵扣的增值税进项税额，可在迁入地继续按规定抵扣，无需申请开具《增值税一般纳税人迁移进项税额转移单》。

迁移前后业务的办理可参照《跨省（市）迁移相关事项办理指引》（附件4）。

三、优化税源管理职责

各省税务机关根据本地税源特点优化分级管理职责，提升税收风险分析、重点领域重点群体税收风险管理等复杂事项管理层级，压实市、县税务机关日常管理责任。已提升至省、市税务机关管理的复杂涉税事项，原则上不再推送下级税务机关处理。

四、加强与市场监管部门的登记业务协同

各省税务机关根据市场监管部门共享的注销登记、吊销营业执照、撤销设立登记等信息，在核心征管系统自动进行数据标识。

对已在市场监管部门办理注销，未在税务部门办理清税且处于正常状态的纳税人，主管税务机关应通知其及时办理税务注销，逾期不办理的，可提请市场监管部门依法处理。

对已在市场监管部门办理注销，但在核心征管系统2019年5月1日前已被列为非正常户注销状态的纳税人，主管税务机关可直接进行税务注销。

本通知自2023年4月1日起执行，执行中遇有重大问题的，及时向税务总局（征管科技司）报告。

二、省をまたぐ移転税费サービスプロセスの最適化

(一) 転出プロセスを最適化する

納税者が省をまたいで移転した場合、市場監督管理部門が住所変更登記を行った後、転出地の統括税務機関に「省（市）をまたぐ移転に関する税金事項報告書」を記入する。①税務検査状態ではない納付者 ②すでに発票（領収書）と税務設備が抹消状態の納税者 ③税金（費）金、延滞金及び罰金は納付完了の納税者 ④その他の未処理税金関連事項が存在しない納税者に対して、税務機関は『省（市）を跨いだ移転税收徴収管理情報確認表』を発行し、納税者が転入先で相続し、享受し続ける関連権益などの情報、及び規定の期限内に納税申告義務を履行することを通知する。納税者が確認した後、税務機関は即時に転出手続きを行い、関連情報は転入先の税務機関にプッシュ通知する。

(二) 転入プロセスを最適化する

転入先の統括税務機関は、納税者情報を受信した後の1営業日以内に統括税務の所属科の配分、税（費）種の認定を完了する。納税者に転入地の納税期限通りに納税、申告を行うよう、納税者に注意しなければならない。

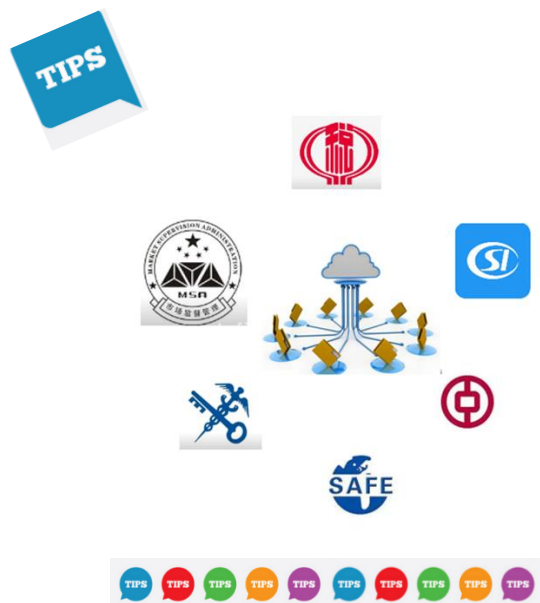
(三) 関連事項を明確にする

納税者の次の情報は転入先で引き継がれる：

①納税者基礎登録 ②財務会計制度登録 ③納税者実名収集 ④増値税一般納税者登録 ⑤増値税領収書種類査定 ⑥増値税専用領収書最高発行限度額 ⑦増値税即時徴収即時還付資格 ⑧輸出還付（免除）税登録 ⑨発生した納税信用評価などの情報。

納税者が移転する前に税金を予定納付する時、転入先の規定で控除、納税することができる。企業所得税、個人所得税がまだ補填していない欠損金は、転入先で引き続き規定に基づいて補填することができる。控除されていない増値税の仕入税額は、転入先で引き続き規定通りに控除することができ、「増値税一般納税者移転仕入税額移転書」の発行を申請する必要がある。

移転前後の業務の取扱いは、「省をまたぐ（市）移転に関する事項取扱いガイドライン」を参照することができる。



イメージ図

三、税源管理の職務責任の最適化

各省税務機関は地元の税源の特徴に基づいて等級別管理職責を最適化し、税収リスク分析、重点分野の重点集団の税収リスク管理などの複雑な事項管理は、市、県税務機関の日常管理責任を固める。すでに省、市の税務機関が管理する複雑な税金関連事項に昇格し、原則として下級税務機関に処理させない。

四、市場監督管理部門との登録業務の連携を強化する

各省税務機関は市場監督管理部門が共有する抹消登記、営業許可証の取り消し、設立登記の取り消しなどの情報に基づいて、核心徴収管理システムで自動的にデータ識別を行う。

市場監督管理部門で登録抹消を行い、税務部門で税金処理を行っておらず、正常な状態にある納税者に対して、主管税務機関は速やかに税務登録解除を行うよう通知しなければならない、期限を過ぎても処理しない場合は、市場監督管理部門に法律に基づいて処理するよう要請することができる。

市場監督管理部門で取消を行っているが、核心徴収管理システムの2019年5月1日までに非正常口座の取消状態に登録されている納税者に対して、主管税務機関は直接税務取消を行うことができる。

本通知は2023年4月1日から実行され、実行中に重大な問題が発生した場合、速やかに税務総局（徴収管理科学技術司）に報告する。



传递最新资讯，时刻更新政策动态与解读！

DELIVER THE LATEST INFORMATION



贝田财务咨询（上海）有限公司

KAIDA FINANCIAL CONSULTING (SHANGHAI) CO., LTD

贝田财务咨询（上海）有限公司



地址：上海市徐汇区宜山路425号光启城410室



电话：86-21-6083-9925



邮编：200-235



邮箱：kaida_office@kaida.sh.cn

日中贝田商务服务株式会社



地址：大阪市天王寺区石ヶ辻町9-17-805
(上本町アクシード805室)



电话：0081-6-6773-1041



邮编：543-0031



邮箱：kaida_office@spa.nifty.com